

2 循第 869 号
令和 3 年 3 月 30 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長
(公 印 省 略)

押印等を求める手続の見直し等に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行細則の一部改正について (通知)

日頃から、本県の環境行政の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (昭和 52 年愛媛県規則第 44 号) の一部を改正する規則 (令和 3 年愛媛県規則第 号) が令和 3 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行することとしたので通知します。

つきましては、内容を御承知いただき、貴協会会員への周知について御協力をお願いいたします。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係 大内、山内
TEL: 089-912-2358
FAX: 089-912-2354

改正概要

押印等を求める手続の見直し及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下、「規則」）の一部改正に対応するため、愛媛県の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下、「県細則」）で定める様式を下記のとおり改正する。

○県細則で定める各種様式の押印欄を削除

○廃棄物産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出及び受理書^{*}の様式を改正（様式第19号、第20号関係）

^{*}既に産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた事業者が、当該施設において、同様の性状の一般廃棄物を処理することができる制度に係る届出及び受理書

様式改正内容	改正趣旨
上記届出・受理書の記載事項として、 「 <u>非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合）</u> 」 を追加	（令和2年環境省令第18号） 許可を受けた処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理を可能とする特例が創設された。
上記届出様式中の注書き（他人の一般廃棄物を処理する場合の添付書類）に ・ <u>規則第2条の3第10号に該当する者（環境大臣又は市町村長が指定する者）であることを示す書類</u> ・ <u>他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類</u> を追加	（令和2年環境省令第15号） 災害等により緊急に生活環境保全上の支障の除去等の必要がある場合に、環境大臣又は市町村長が指定する者については、一般廃棄物処理業の許可が不要とされた。 （平成25年環境省令第6号） 小型家電リサイクル法の認定事業者が実施する小型家電の再資源化に必要な行為について、廃棄物処理業が不要とされた。